

杉並区施工能力等審査型総合評価方式について

1 杉並区施工能力等審査型総合評価方式とは

同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する入札方式です。

2 対象工事

原則として予定価格が5千万円以上の工事から選定しますが、5千万円未満の案件も工事主管課長が必要と認める場合は対象とできます。

3 学識経験者への意見聴取

落札者決定基準は、地方自治法施行令の規定により、二人以上の学識経験者の意見聴取を行い定めます。

4 落札者の決定

落札者決定基準により、入札価格が予定価格の範囲内であり、価格点と施工能力評価点を合計した評価値の最も高いものを落札者とします。

● 価格点

入札価格を点数化

- ・ 低入札調査基準価格以上の場合

$$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

- ・ 低入札調査基準価格未満の場合

$$100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格})$$

$$- \{100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - 100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格})\}$$

上記計算式により算出した数値がマイナスとなる場合は、価格点を0点とします。

● 施工能力評価点

工事成績、配置予定技術者の資格、配置予定技術者の実績、地域貢献等を点数化

工事成績評価点	15点
配置予定技術者の資格点	3点
配置予定技術者の実績点	2点
地域貢献等評価点	12点
合計	32点

5 評価項目

価格点	・ 低入札調査基準価格以上の場合 100×（1－入札価格÷予定価格） ・ 低入札調査基準価格未満の場合 100×（1－低入札調査基準価格÷予定価格） －{100×（1－入札価格÷予定価格）－100×（1－低入札調査基準価格÷予定価格）} 上記計算式により算出した数値がマイナスとなる場合は、価格点を0点とします。			
施工能力 評価点	工事成績評定点		工事成績評定通知書の総評点の平均による	15点
	配置予定技術者の資格点		一 級：3点 二 級：2点 その他：1点	3点
	配置予定技術者の実績点		同種 類似 監理技術者：2点 1.5点 主任技術者：1.5点 1点 担当技術者：1点 0.5点	2点
	地域 貢献等 評価点	区内業者点	区内本店：3点 区内営業所・支店：1点	3点
		災害協定点	協定の締結：1点	1点
		災害活動実績点	3年間で2度以上出動：1点	1点
		震災救援所活動実績点	3年間継続的に活動：1点	1点
		ボランティア活動実績点	3年間継続的に活動：1点	1点
		品質管理点	ISO9000 シリーズの認証：1点	1点
		環境配慮点	すぎなみエコ優良：2点 すぎなみエコ認定：1点	2点
	雇用対策点		障害者雇用 子育て支援に関する取組 東京ライフ・ワーク・バランス認定 本件の配置技術予定技術者が女性 各取得により：0.5点	2点
	施工能力評価点合計 32点			

(1) 工事成績評定点

- 杉並区発注工事の成績が対象となります。
- 工事成績通知書の総評点は基準日の3年3ヶ月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、直近3件の工事成績評定通知書の総評点の相加平均です。
- 基準日は発注公告を開始する日の直前の各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日、1月1日)です。
- 工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該工事成績評定通知書の総評定点を0点とし、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき工事成績評定通知書の総評定点を60点として、それぞれ算定します。
- 最直近の総評定点が60点未満のものは、入札に参加できません。

例 令和8年6月1日に発注公告の工事の場合

- ・基準日 令和8年4月1日(直前の各四半期の初日)
- ・対象となる工事完了日の期間 令和5年1月1日～令和7年12月31日
(基準日の3年3ヶ月前の日から起算して3年間)
- ・対象期間に完了した工事が1件(総評点74点)だった場合
 総評点の平均は $(74 + 60 + 60) \div 3 = 64.6$ (少数第2位切捨て)
 総評点の平均を下記の表に当てはめる工事成績評定点は7点となります。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評定点
0 点以上 20 点未満	0
20 点以上 30 点未満	1
30 点以上 40 点未満	2
40 点以上 50 点未満	3
50 点以上 55 点未満	4
55 点以上 60 点未満	5
60 点以上 62.5 点未満	6
62.5 点以上 65 点未満	7
65 点以上 67.5 点未満	8
67.5 点以上 70 点未満	9
70 点以上 72 点未満	10
72 点以上 74 点未満	11
74 点以上 76 点未満	12
76 点以上 78 点未満	13
78 点以上 80 点未満	14
80 点以上 100 点以下	15

(2) 配置予定技術者の資格点

当該発注工事の建設業法上の業種について、1 級技術者の場合に 3 点、2 級技術者の場合に 2 点、その他の技術者の場合に 1 点とします。

(3) 配置予定技術者の実績点

同種工事	当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものの配置実績に配点します	監理技術者：2 点 主任技術者 1.5 点 現場代理人又は 担当技術者：1 点
類似工事	当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものの配置実績に配点します。	監理技術者：1.5 点 主任技術者：1 点 現場代理人又は 担当技術者：0.5 点

(4) 区内業者点

杉並区競争入札参加資格者名簿において、杉並区内に本店を置き、営業の本拠地を有する者は 3 点とします。

杉並区内に代理人を設置し、かつ、支店、支社等の営業所を置き営業している者で、杉並区入札実施要綱第 2 条の 2 による認定を受けた者は 1 点とします。

(5) 災害協定点

区との災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合は 1 点とします。

(6) 災害活動実績点

発注工事を公告した年月日の属する年度の過去 3 年度間において、区からの出動要請に基づき災害応急対策業務（水防・除雪・倒木）に従事した実績が 2 度以上ある場合は 1 点とします。

ただし、水害等の災害発生により区と契約した災害応急対策業務を対象とし、従前から

契約している維持補修工事等の契約に基づく業務は除きます。

※地域貢献等実績申告書に上記災害応急対策業務を発注した所管課の確認印が必要です。一度確認を得た申告書は、当該年度中は同じものを使用できます。

(7) 震災救援所活動実績点

発注工事を公告した年月日の属する年度の過去3年度間において、区内の震災救援所の運営及び訓練に継続的に参加した場合は1点とします。

区と災害協定を結んだ企業または団体に所属する企業が対象です。

運営及び訓練に継続的に参加とは、震災救援所の運営連絡会に企業として登録し、連絡会及び訓練に参加した場合を指します。

ただし、雨天等により訓練が中止となった年度がある場合は、他の2年度で参加していれば1点とします。

※地域貢献等実績申告書に防災課の確認印が必要です。一度確認を得た申告書は、当該年度中は同じものを使用できます。

(確認印を受ける際は、防災課が所属団体へ確認を行う場合があります。)

(8) ボランティア活動実績点

区が主催又は共催する事業等に、企業としてボランティア活動を過去3年間、継続して参加した場合に1点とします。(令和8年度発注工事は、令和5年度から令和7年度の実績が対象となります。)

同一の事業等に3年間継続して参加した場合を対象とします。

ただし、事業自体が中止となった年度がある場合は、他の2年度で参加していれば1点とします。

※地域貢献等実績申告書に上記ボランティア活動の所管課の確認印が必要です。一度確認を得た申告書は、当該年度中は同じものを使用できます。

(9) 品質管理点

ISO9000シリーズの認証を取得している場合に1点とします。

(10) 環境配慮点

すぎなみエコ優良事業者の認定を受けている場合は2点を、すぎなみエコ認定事業者の認定を受けている場合は1点を加算します。

杉並区環境配慮優良事業者認定制度	環境配慮優良事業者(すぎなみエコ優良事業者)
	環境配慮優良事業者(すぎなみエコ認定事業者)

(11) 雇用対策点

以下のいずれかに該当する場合に0.5点とします。

障害者雇用	雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である場合又は雇用義務がない建設業者で、障害者を雇用している場合
子育て支援に関する取組 (杉並区子育て優良表彰)	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に表彰を受けている場合
子育て支援に関する取組 (くるみん認定企業)	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に定める認定を受けている場合
東京ライフ・ワーク・バランス認定企業	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に認定を受けている企業
配置予定技術者が女性	当該発注工事において、女性を配置予定技術者とする場合